

Ⅱ－５ 教員養成に係る教育の質の向上に関する取組に関すること

教員養成の質的向上のために、以下のことに取り組んでいます。

1. 教職課程実施本部を設け、教職課程委員会で、教員養成についての取り組みを点検・実施しています。
2. 教職支援室を設け、教職に関する資料や教材、教員採用試験に関する資料等を配架し、学生が自由に閲覧できるようになっています。またそこで学生が学習指導案を作成し、模擬授業を行うことができるようにしてあります。
3. 教職課程ガイダンスを、4月に学年ごとに実施し、履修指導を行っています。また、成績に関しても4月に教職課程学生と面談を行い、履修指導を徹底しています。
4. 1年次に「教職実践ノート」を配布し、これによって学生が教職科目の履修カルテをみずからつくり、学修を振り返ることができるようにしています。また、4年次の「教職実践演習」の授業ではこれを活用して、不足している知識や技能等を学生に理解させるように努めています。
5. 教職学生が早くから学校現場に触れ学校の仕事を学ぶために、大学が独自に設定する科目として、2・3年次に「教職インターンシップ」、4年次に「教職実践研究」を配置しています。
「教職インターンシップ」は、教職を目指す学生が早くから学校現場にふれ、学校の仕事を学び、教員になるための課題を発見するために、「教職実践研究」では、教職や教科に関する科目で学んだ基礎的な知識と技術を実践的に体系化し、教育現場で実践力のある教員になるために必要な知識と技能の修得を目標とします。